

一般社団法人 College Impact Japan 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 College Impact Japan と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、大学生等の社会起業により社会を変革したいという夢の実現への支援を通して、社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため、下記の事業を行う。

(事業)

- (1) 大学生等による社会起業の支援に関する育成、普及、啓発事業
- (2) 大学生等による社会起業の支援に関する研修、セミナー、イベント、講演会等の企画、開催、運営
- (3) 大学生等による社会起業の支援に関する教材、書籍、出版物等の企画、制作、発行、販売に関連する事業
- (4) 大学生等による社会起業の支援に関する相談
- (5) 大学生等による社会起業に必要な情報・スキルの提供
- (6) 大学生等による社会起業の支援に関する調査、研究、評価
- (7) その他当法人の目的達成のために必要な事業及び前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当該一般社団法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第9条 前2条の場合の他、社員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当法人の理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。

(社員総会の議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印する。

第4章 理事

(員数)

第15条 理事の員数は、1人以上3人以内とする。

(選任等)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第23条 当法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第25条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第26条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

現行定款に相違ありません

令和6年 10月 1日

代表理事 田島 喜代美

理事 津村 公博

理事 白鳥 絢也